

経済産業省告示第二百十号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）附則第三条の規定に基づき、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法附則第三条に規定する基準利用量の調整に係る経済産業大臣が定める方法を次のように定めたので、告示する。

なお、平成十五年経済産業省告示第三十号（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法附則第三条に規定する基準利用量の調整に係る経済産業大臣が定める方法を定める件）は、廃止する。

平成十八年六月二十一日

経済産業大臣 二階 俊博

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号。以下「法」という。）附則第三条に規定する基準利用量の調整方法は、平成十八年度にあつては第一号に掲げる方法とし、平成十九年度から平成二十一年度までにあつては第二号に掲げる方法とする。

一 平成十八年四月一日から平成十八年九月三十日までの期間に係る量としてのイに掲げる量に、平成十八年十月一日から平成十九年三月三十一日までの期間に係る量としてのロに掲げる量を加える方法

イ 法第四条の規定によつて算定した量を二で除し、これを(1)に掲げる率で除して得た量に、(2)に掲げる

率を(1)に掲げる率から減じた率を乗じて得た量

(1) 法第三条第二項第一号の新エネルギー等電気の利用の目標量のうち平成十八年度に係る部分をすべての電気事業者の平成十七年度における電気の供給量の合計量で除して得た率

(2) 当該電気事業者の既存利用率を一般電気事業者のうちその既存利用率が最も大きいものの当該既存利用率から減じた率

ロ 法第四条の規定によって算定した量を二で除し、これをイ(1)に掲げる率で除して得た量に、イ(2)に掲げる率に五分の四を乗じて得た率をイ(1)に掲げる率から減じた率を乗じて得た量

二 法第四条の規定によって算定した量をイに掲げる率で除して得た量に、ロに掲げる率を乗じて得る方法

イ 法第三条第二項第一号の新エネルギー等電気の利用の目標量のうち当該届出年度に係る部分をすべての電気事業者の当該年度の前年度における電気の供給量の合計量で除して得た率

ロ 当該電気事業者の既存利用率を一般電気事業者のうちその既存利用率が最も大きいものの当該既存利用率から減じた率に、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率を、イに掲げる率から減じた率

平成十九年度	五分の三
平成二十年度	五分の二
平成二十一年度	五分の一

三 前号の既存利用率は、平成十四年度の新エネルギー等電気（法第二条第四項の新エネルギー等発電設備に相当するものと認められるものを用いて新エネルギー等を変換して得られる電気を含む。）の供給量の見込みを当該年度の電気の供給量の見込みで除して得た率として各電気事業者ごとに別に定める率とする。

附 則

この経済産業大臣が定める方法は、平成十八年六月一日から適用する。